

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

令和2年6月30日
自由民主党政務調査会

新型コロナウイルス感染症への対応については、本年2月以降、対策本部として累次の提言を行い、政府も令和元年度予備費、第1次・第2次の令和2年度補正予算を編成するなど、短期間に、過去に例を見ない規模の対応を行ってきたところである。

現状では、最大で1日700人を超えた新規感染者数も100人程度となり、先月には1ヶ月半に及んだ緊急事態宣言も解除されるなど、感染状況は落ち着きつつあり、次なる波への警戒に万全を期しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくフェーズに移ってきている。

こうした成果は、感染拡大防止に向けた国民お一人お一人のご理解とご協力、そして、医療従事者をはじめとする関係者の献身的な対応によるものである。

しかし、これまでの新型コロナウイルスとの戦いにおいて、医療機関、介護事業所をはじめとする医療や福祉の現場は相当に疲弊している。現場の最前線で新型コロナ患者に対応してきた医療機関等は無論のこと、直接、患者対応がなかった医療機関等においても、患者の減少等により、厳しい経営状況となっているところも多い。

また、過去に例をみない長期間にわたる自粛生活は、国民の生活にも大きな影響をもたらしている。感染への不安から受診を諦めたり、サービスの利用を控えた者も相当数に上ると見込まれるほか、児童虐待、DV被害の増加なども懸念されている。

加えて、この間の急激な経済活動の停滞は、雇用や家計に対し、深刻な影響を及ぼしつつある。

今、為すべきは、今後予想される新型コロナウイルスとの長期戦において、国民の命と生活を守り抜く観点から、更なる感染の波に向けた備えを万全にするとともに、国民が安心して医療・福祉サービスを利用したり、働くことができる日常生活の安心を取り戻すことである。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の実施や骨太の方針2020の策定に当たっては、こうした状況を踏まえ、別紙の取組みの実現を要請する。その際、特に、以下の点についての対応を求める。

①再流行に備えた感染拡大防止、医療提供体制の再構築等

感染状況が落ち着きつつある今こそ、今後あり得る再流行に向け万全の備えを行うべきときであり、新たな患者推計を踏まえ、都道府県と連携して、PCR検査、抗原検査など検査体制の抜本的拡充、保健所の体制整備、病床・宿泊療養施設、医療従事者等の確保、医療用マスク等の医療用物資の確保、ワクチンの確保と国民への接種の準備、感染状況をリアルタイムに把握する仕組みの導入、リスクコミュニケーションの充実などに全力で取り組むべき。

また、この間の自粛生活の中で、感染不安からの予防接種・健診の見送り、受診控えやサービス利用控えが深刻化しており、病状の重症化やフレイルの進行などが懸念されるとともに、医療機関、介護事業所等の経営不安にもつながっている。早急に、徹底した感染防止対策を講じ安心して医療・福祉サービスが利用できる環境を実現するとともに、今冬のインフルエンザ流行期に備えた体制整備を含め、地域の医療提供体制等の維持・確保のためのアクションプランを策定し、実施に移すべき。

②雇用情勢等に応じた臨機応変の対策の実施

雇用情勢を見極めつつ、雇用を維持する施策、雇用機会の創出、成長分野への就職促進策など雇用を守るための措置を臨機応変に講じるとともに、生活困窮者などの暮らし、自殺防止・児童虐待やDVの防止など生活を守る対策に万全を期すべき。

③新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

今後の感染状況等を踏まえつつ、十分な新型コロナ対策を迅速果断に講じることができるよう、新型コロナ対策に必要な経費については、別途、必要な対応を行うべき。

1. 医療・福祉提供体制の確保、検査体制の充実等

○安心して医療・福祉サービスが利用できる環境の整備

感染への不安から予防接種・健診の見送り、受診控えやサービス利用控えが深刻化しており、病状の重症化やフレイルの進行などが懸念されるとともに、医療機関等の経営不安にもつながっている。早急に徹底した感染防止対策を講じ安心して医療・福祉サービスが利用できる環境を実現するとともに、今冬のインフルエンザ流行期に備えた体制整備を含め、地域の医療・福祉サービス提供体制の維持・確保のためのアクションプランを策定し、実施に移すこと。

○再流行に備えた病床・医療従事者の確保

これまでの対応状況と新たな患者推計を踏まえ、都道府県ごとにフェーズに応じた病床・宿泊療養施設の確保と医療従事者の養成と確保を進めること。

○政府の感染症危機管理対応力の強化

3月からの感染拡大で得られた知見をもとに、新たな患者推計と想定される具体的なシナリオに基づいた対処計画を策定すること。また、計画の実効性を高めるため、ガバナンスを強化し、リスクコミュニケーションの充実、訓練の実施等を進めること。

○マスク・ガウン・手袋等の防護具、医療機材の確保・備蓄など感染防止対策の強化

N95マスク、サージカルマスク、ガウン、手袋等の医療現場や福祉施設等で必要となる感染防護具、人工呼吸器等の医療機材の確保を進めるとともに、国内生産体制の整備を進めること。あわせて、感染防護具の備蓄、原材料の確保を進めること。

○治療薬、ワクチン等の開発等

新型コロナの治療薬の確保・備蓄を図ること。また、新たな治療薬・治療法の早期開発を推進すること。国産ワクチンの早期開発への支援を進めるとともに、海外産のワクチンを含めた確保・備蓄、国民への接種に向けた具体的なオペレーションの検討を早期に行うこと。

○貿易に対する不必要な障壁・グローバル・サプライチェーンの混乱への対応

感染防護具、医療機材、治療薬、ワクチン等のサプライチェーン強靱化・多元化のための国際連携を強化するとともに、それらの安定供給に向けた国際社会における議論を日本が主導すること。

○保健所の体制強化、サーベイランス等感染症対応力の強化

保健所の人員体制の強化を図るとともに、感染症対策の負担軽減、サーベイランスの強化等を図る観点から、感染症発生時の応援体制の検討、OB職員の採用、可能な業務のアウトソーシング等を行う。また、HER-SYSの機能強化などICT化を推進し、業務の効率化を進めること。

○リアルタイムのデータ把握の推進

新型コロナ患者を受け入れる医療機関の状況、患者の状況等の基本情報をリアルタイムで把握するため、G-MIS、HER-SYSの活用・強化を図るとともに、将来的にはIoTの活用も検討すること。また、接触確認アプリについて、機能などの更新をしながら、更なる普及促進を図ること。

○PCR検査機器の整備や抗原検査キットの生産体制増強などによる検査能力の向上

唾液や全自動の PCR 検査機器の導入や、遺伝子検査キット、抗原検査キット等の生産体制の増強・精度向上を進めるなど検査体制の大幅な増強を行い、新規入院患者、介護施設等の入所者などクラスターの発生しやすい施設等の利用者を含め必要な者が検査を受けられるよう検査能力の向上を図ること。また、保健所や地方衛生研究所のほか、民間検査機関、大学、医療機関等も積極的に活用すること。

○相談、受診・検体採取、検査までの一連のプロセスにおける検査体制の抜本的拡充

相談、PCR 検査センターの受診、検体のぬぐい、検査の実施など検査を実施する上で目詰まりを起こす可能性のあるプロセスを都道府県において点検し、検査が実際に実施されるための対策を策定し、実施すること。国は、そのために必要な支援を実施すること。

○水際対策の強化等

経済を回復軌道に乗せるとともに、来年のオリンピック・パラリンピックの開催の道を開くためには、ウイルスの流入防止に万全を期しながら、ビジネスマンなどの国際的な人の往来を部分的・段階的に再開することが重要であり、検疫所の人員・検査体制を強化するとともに、迅速な検査機器の導入などにより、検疫所の検査体制の大幅拡充を図ること。また、HER-SYS との連携を早急に進めること。あわせて、在外邦人の退避等緊急事態対応のための備え、在留邦人・海外渡航者への情報発信を強化すること。

○診療報酬や交付金等による対策の効果を踏まえた医療機関等への支援

家賃支援給付金等の周知を行うとともに、累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、前例に囚われず必要な対応を検討し、実施すること。また、来年度の薬価改定の在り方について慎重に検討すること。

○介護報酬等における対応の検討

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を充実するため、介護サービス事業所等における感染防止対策の強化に向けて介護報酬や基準等の在り方等における評価等を検討すること。

○福祉施設・事業所における感染防止対策・事業継続の支援

福祉施設等で新型コロナ患者が発生した場合の対応力を強化し、事業継続を図るため BCP の策定を推進するとともに、新型コロナ患者が発生した施設への応援職員の派遣体制を地域で構築すること。

○感染症対策の体制のあり方

感染症の発生動向を把握し、効果的な介入を行うとともに、疫学調査結果や環境調査と国内の臨床症例を組み合わせた分析・研究体制を整備し、ワクチンや治療法の研究開発、感染予防の研究等を進めるため、今回の検証結果も踏まえながら、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの体制強化を図るとともに、一体的な取組を進めるための体制を構築すること。

2. 雇用・生活支援関係

○雇用情勢悪化に伴う新たな雇用機会の創出・提供(地方創生)、非正規雇用労働者等の再就職支援、各種給付業務の体制強化

雇用の維持に向けた支援を最大限行った上で、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を見極めつつ、雇用情勢の悪化に伴う雇用機会の創出、非正規雇用労働者等の再就職支援、雇用調整助成金をはじめとする各種給付業務の体制強化を図ること。また、雇用調整助成金のオンライン申請の早期再開を図ること。

○成長分野等への就職促進策の検討、医療福祉分野等における人材確保支援

失業者の早期再就職を図るため、成長分野や雇用吸収力の高い分野への就職促進策の検討を行うとともに、人材不足が深刻化している医療福祉分野等における人材確保支援の強化に取り組むこと。あわせて、医療人材を早急に確保するため、Web上で医療人材のマッチングを行う「医療のお仕事 Key-Net」の活用を図ること。

○テレワークをはじめとする働き方の見直し、フリーランスで働く人の保護

新型コロナウイルス感染症に伴い普及したテレワーク等の働き方の見直しを推進するとともに、労災保険の更なる活用などフリーランスとして働く人の保護のための検討を進めること。

○新規学卒者に対する就職支援の強化(第2の就職氷河期をつくらない)、就職氷河期世代の支援

2021年度卒業・修了予定者については、今後の状況も注視しつつ、第2の就職氷河期世代をつくらないため、学生等が不安を感じることをないよう、新卒応援ハローワーク等における就職支援を充実すること。

○生活困窮者等の暮らし、住まいの支援

経済情勢が悪化する中で、生活困窮者等の暮らし、住まいを支援するため、緊急小口資金等の貸付を行うとともに、住居確保給付金等による居住支援を強化すること。

○感染防止に配慮した介護サービス等の提供方法の検討

感染症発生時に、訪問サービスの活用、オンライン化、就労継続支援事業所等におけるテレワークの導入など、感染予防に配慮したサービス提供を支援すること。

○感染防止に配慮した通いの場等の地域の居場所の確保

高齢者の通いの場等について、屋外におけるプログラムや訪問型の支援など感染拡大に配慮した支援の提供を進めること。

○感染防止に配慮した自殺、児童虐待、DV等の相談支援体制等の強化や子ども食堂等を活用した子どもの見守り体制の強化・子どもの学びの保障

自殺、児童虐待、DV被害の増加等の懸念に対応するため、電話・SNSの活用等による相談体制の強化やこころのケアの充実、子ども食堂・子どもへの宅食などを活用した子どもの見守り体制の強化等を進めるとともに、在外教育施設における子どもの学びを保障すること。

○妊産婦への寄り添った支援

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対する、助産師、保健師等による寄り添った相談支援や、こうした相談支援の一環として本人が希望する場合のPCR検査の受検など、不安を抱える妊産婦に寄り添った支援を総合的に行うこと。